

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令に関する意見募集について

令和6年8月
国土交通省
物流・自動車局
車両基準・国際課
審査・リコール課

国土交通省では、別紙のとおり、道路運送車両法施行規則の一部改正を検討しています。つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様から当該検討内容に対する意見を募集します。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令案について（別紙）

2. 資料入手方法

- ① 電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://public-comment.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集案件）」に掲載
- ② 国土交通省物流・自動車局車両基準・国際課及び審査・リコール課において配布

3. 意見募集期間

令和6年8月30日（金）～令和6年9月28日（土）（必着）

4. 意見提出方法

後掲する意見提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。

なお、電話による意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

- ① インターネット
上記電子政府の総合窓口の意見提出フォームを利用
- ② 電子メール
電子メールアドレス：hqt-so_vtrd_rtb_kjh_nga@gxb.mlit.go.jp
国土交通省物流・自動車局車両基準・国際課 意見募集担当 あて
※テキスト形式をご利用ください。

③ FAX

FAX番号 03-5253-1639

国土交通省物流・自動車局車両基準・国際課 意見募集担当 あて

④ 郵送の場合

郵便番号及び住所 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省物流・自動車局車両基準・国際課、審査・リコール課 あて

5. 留意事項

頂いたご意見につきましては、検討を行う際の資料とさせていただきます。ご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

6. お問い合わせ先

（原動機付自転車の範囲及び種別関係）

国土交通省物流・自動車局車両基準・国際課 松坂 金井

電話番号（直通）03-5253-8602

電話番号（代表）03-5253-8111（内線42-525）

（検査対象外軽自動車等の型式認定関係）

国土交通省物流・自動車局審査・リコール課 松井 綿貫

電話番号（直通）03-5253-8595

電話番号（代表）03-5253-8111（内線42-324）

(意見提出様式)

国土交通省物流・自動車局車両基準・国際課、審査・リコール課 へ

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令及び一般原動機付自転車の性能等確認制度に関する告示の制定に関する意見募集に対する意見

氏名 (フリガナ)	
住所	
所属 (団体名、部署名)	
電話番号	
電子メールアドレス	
ご意見	
ご意見の理由	